兩漢時代の商業と市

紙屋正和

はしがき
一　前漢前半期の商業と市
二　富商大賈の後退と臺榷
三　前漢後半期以降の商業と市
むすび

はしがき

漢時代の市については、これまでに長安九市の位置、市の構造、市籍の性格、官による市の規制、市における營業品目、市の手工業、市の遊民・遊俠などに關する研究がつみかさねられ、(1) 市の存在形態はかなりのことがわかってきた。ただ、市は本來商業の場であるにもかかわらず、市と商業とのかかわり、具體的には當時の商業の中にしめる市の位置、市における商業の實態、および兩漢四〇〇年間に生じたそれらの變遷については、いまだ充分に解明されたとはいいがたい。筆者はさきに、前漢後半期から後漢時代にかけての時期（ただし、王莽末期・後漢初期をのぞく）の商業・貨幣經濟が前漢前半期に比して全面的に衰退していたわけではないことを明らかにした。(2) とはいえ、後述するように、前漢前半期に活潑に活動した富商大賈が、武帝期に一時的に停滯したのち、前漢後半期に復活したかにみえたものの、後漢時代にはその

活力を減退させていたという事實がある。それでも商業が衰退していたとはいえないとすると、商業のあり方は兩漢四〇〇年の間に大きくかわっていたことが豫測されるのである。本稿はこうした觀點から、兩漢時代の商業の變遷を、市との關聯の中でとりあげ、あわせて富商大賈の政商的・投機的商業にかわって、前漢後半期に出現する宰権についても、その一端にふれようとするものである。

一　前漢前半期の商業と市

武帝は困窮してきた財政をたてなおすために、鹽鐵の專賣、緡錢令の制定、均輸・平準の開始、告緡の適用など、財政増收のための諸政策を採用した。(3) これらは抑商政策の性格をもち、結果として商業は一時的に停滯した。本節では、こうした政策がとられる以前の商業と市との關係の一端についてみていく。

前漢前半期の商業で最もめだつのは富商大賈の活動である。まず富商大賈の動きを通じて、この時期の商業と市との關係をみておこう。『史記』卷一二九貨殖列傳に

漢興りて、海内　一と爲り、關梁を開き、山澤の禁を弛む。是を以て富商大賈、天下を周流し、交易の物　通ぜざるは莫く、其の欲する所を得。

とあるように、この時期の富商大賈は天下を周流していた。富商大賈は、各地の生産者から各種の商品を集荷し、それを都市の市に轉賣するほか、(4) 中央政府や郡・國・縣の諸官府と取引きし、各地の諸侯王・列侯・高官や豪族といった有力者に奢侈品などを販賣していた。このうち、中央や郡・國・縣の諸官府と富商大賈との取引きがまず問題になる。

中央諸官が必要物資を購入するにあたっては、『史記』卷三〇平準書に、桑弘羊が元封元（前一一〇）年に均輸官・平準官の設置を奏請するさいのこととして

弘羊、諸官　各〻自ら市ひて、相ひ與に爭ひ、物　故に騰躍して、天下の賦輸、或いは其の僦費を償はざるを以て、

乃ち請ふらく、……

とあるように、諸官自體が市で購入することもあった。こうした形態はそれ以前にもみられたといえよう。しかし、そうした形態だけではなかった。『史記』卷一二二張湯列傳には

（張湯）始めて小吏と爲り、乾沒して、長安の富賈田甲・魚翁叔の屬と交私す。

とあり、また御史大夫張湯の罪狀を證言する長安の富賈田信の語をのせて

湯の旦に奏請せんと欲するや、信　輒ち先に之を知り、物を居(たくわ)へて富を致し、湯と之を分つ。

とあるように、富商大賈はしかるべき官吏と交通し、官の必要物資買い上げで利益を獨占していた。そのさい、富商大賈と中央諸官との取引きは、利益の獨占という性格上、市を通さない直接取引きであろう。

それでは、郡・國・縣の官衙と富商大賈との取引きはどうであろうか。『漢書』卷二四食貨志上にのせる鼂錯の上言をみると、富商大賈について

其の富厚に因りて、王侯と交通し、力は吏の勢ひを過ぎ、利を以て相ひ傾く。

とあり、『史記』貨殖列傳には

宛の孔氏、……車騎を連ねて諸侯に游び、因りて商賈の利を通ず。

とあり、また

齊の俗は奴虜を賤しむ。而るに刁閒　獨り之を愛貴す。桀黠(わるがしこい)の奴は人の患ふる所なり。唯だ刁閒　收め取り、之をして漁鹽・商賈の利を逐はしむ。或いは車騎を連ねて守・相に交はる。

とあるように、富商大賈（とその使用人）は諸侯王・列侯や郡・國の守・相と交通して利益をあげている。これらは、諸侯王・列侯や郡・國の守・相による私物の購入のほか、郡・國・縣の官衙の物資購入を前提とする交通であろう。かかる關係を背景とする取引きも、市を通さない直接取引きが多かったと想定される。

つぎに、諸侯王・列侯や高官などへの奢侈品の販賣についてみよう。『漢書』巻六五東方朔傳には、館陶公主が近幸した董偃について

始め偃　母と珠を賣るを以て事と爲す。偃　年十三、母に隨ひて主の家に出入す。

とあるように、武帝初期、商人が公主の邸を訪問して奢侈品を販賣している。(5) この事例では、公主の邸内に奢侈品をもちこんだのは零細な商人のようである。しかし、さきにあげた、中央の官吏や諸侯王・列侯、郡・國の守・相と富商大賈とが交通していたという事實をあわせ考えると、富商大賈をはじめとする商人が、諸侯王・列侯や高官などの邸を訪問して、奢侈品を直接販賣することが多かったと理解される。

それでは、素封家以下の農民は市とどのような關係をもっていたのであろうか。『西京雜記』(6) 巻二「新豐を作りて舊社を移す」の條をみると

太上皇　長安に徙り、深宮に居り、悽愴して樂しまず。高祖　竊かに左右に因りて其の故を問ふ。以へらく、「平生の好む所、皆屠販の少年、酒を酤り、餅を賣り、雞を鬬はせ、鞠を蹴り、此れを以て歡を爲す。今皆此れ無し。故に以て樂しまず」と。高祖　乃ち新豐を作り、諸々の故人を移して之を實す。太上皇　乃ち悅ぶ。

とある。(7) これによると、秦時代の沛縣の豐邑には屠販の少年がおり、酒や餅が賣られ、鬬鷄や蹴鞠が行なわれていた。これは當時の市の様子をしめしているとみてよく、買物の場であるとともに、遊び場・社交場でもあるという市の性格は沛縣豐邑でもかわらなかった。自營小農民である劉邦の父も、そうした市に出入してたのしんでいたのである。

それでは、前漢前半期以前の農民は、劉邦の父のように頻繁に市に出入していたのであろうか。『史記』貨殖列傳をみると、司馬遷は、資産一〇〇萬で二〇萬の利潤をあげる大規模經營の素封家について

市井を窺はず、異邑に行かず、坐して收を待つ。身に處士の義有りて給を取る。

と記している。素封家の中には自分で商業を兼營していた者もあったであろうが、ここにみえる素封家は、みずから市に

出入して生産品を販賣することはしていない。蓋し、商人が買入れにくることも多かったのであろう。そしてそのさい、素封家への奢侈品販賣も行なっていたと考えられる。

他方、小農民の場合、『鹽鐵論』(9)水旱第三六の賢良の言をみると、鐵專賣が實施されていないときの鐵器の製造・販賣について

家人　相ひ一にして、父子　力を戮せ、各ゝ務めて善器を爲る。器　善からざれば售れず。農事急なれば、輓運して之を阡陌の閒に衍ぐ。民　相ひ與に市買し、財貨・五穀を以て新幣易貿し、或いは時に貰するを得。民　作業を棄てず。

とあるように、田閒に鐵製農具をもってきて販賣する鐵商人があったから、鐵製農具購入のために市に行かなくてよい小農民もあった。これは鐵專賣開始以前の實情を反映していると考えられる。さらに小農民は、穀物のほかにすでに蠶織を行ない、菜茹・瓜瓠・果蓏などを栽培し、鷄豚・狗彘を飼育し、餘剰分を販賣して副收入をえていた。(10)小農民はこれらのものを市にもちこんで販賣することもあったであろうし、田閒・庭先で商人に賣りわたすこともあったであろう。しかし一般には、『史記』卷二五律書の太史公贊に

文帝の時、會ゝ天下新たに湯火を去り、人民　業を樂しむ。其の然るを欲するに因り、能く擾亂せず。故に百姓遂に安し。年六七十の翁自り、亦た未だ嘗て市井に至らず。游敖・嬉戲すること小兒の狀の如し。

とあるように、老人ですら市に行かなかったという。かくて、前漢前半期、農民は素封家も小農民も、特別な用事がなければ市にはあまり出入しないのが普通であり、劉邦の父はむしろ例外的な存在であったといえる。(11)當時の市の賑わいは、戰國時代以來、遊民などの都市住民によって現出されていたことになる。

前漢前半期は富商大賈が最も精彩をはなった時期であり、商業もさかえていたのであるが、この時期の商業と市との關係をみると、案外、市外での取引きが多く、商業の中にしめる市の比重は小さかったといえよう。

二　富商大賈の後退と辜榷

富商大賈が武帝の抑商政策によって大きな打撃をうけたことについては、これまでに多々論及されている。本節では、前漢後半期に富商大賈は復活したかにみえたが、その政商的・投機的性格はめだたなくなり、後漢時代にはその活力が減退していたことを確認し、ついでそれにかわって出現した辜榷について考察する。

前漢時代、陵邑への徙民の基準は、武帝期の「訾三百萬以上」から宣帝期に「訾百萬（以上）」に減少したが、成帝期に「貲五百萬以上」にふえている。このことは、武帝の抑商政策によって一時停滞した商業が、前漢後半期に回復してきたことをうかがわせる。(12) はたして『漢書』巻九一貨殖傳は、成帝・哀帝・王莽のころの、成都の羅哀、臨淄の姓偉、雒陽の張長叔・薛子仲、杜陵の樊嘉、茂陵の摯網、平陵の如氏・苴氏、長安の王君房・樊少翁・王孫大卿といった資産數千萬から一億の富商大賈をリストアップしている。ただし、前漢後半期の富商大賈の政商的・投機的活動としては、『漢書』巻九〇田延年傳に

是れより先、茂陵の富人焦氏・賈氏、數千萬を以て、陰かに炭葦、諸の下里の物を積貯す。昭帝の大行の時、方上の事暴（にわ）かに起り、用度　未だ辨ぜず。延年　奏して言ふ、「商賈或いは豫め方上・不祥の器物を收め、其の疾く用ひらるるを冀ひ、以て利を求めんと欲す。民臣の當に爲すべき所に非ず。縣官に沒入せんことを請ふ」と。奏して可さる。

とあるように、商業が全般的に停滞していたとされる昭帝末期に、茂陵の焦氏・賈氏が昭帝の葬儀にかかわる物資の買い占めという投機的活動を行なったこと、『漢書』貨殖傳には

初め（羅）哀　京師に賈し、身に數十・百萬を隨へ、平陵の石氏の爲に錢を持す。其の人　彊力なり。石氏の訾は如・苴に次ぐ。親信して資を厚くし、之を遣はし、巴・蜀に往來せしむ。數年の閒に千餘萬を致す。哀　其の半ばを

舉げて曲陽・定陵侯に賂遺し、其の權力に依りて、郡・國に賒貸し、人の敢へて負くもの莫し。鹽井の利を擅にし、期年にして得る所自ら倍し、遂に其の貨を殖す。

とあるように、さきにみた羅哀が、成帝期に曲陽侯王根・定陵侯淳于長との親密な關係を背景として政商的行動をとったこと、王莽期には、富賈の一部が五均・六斡（＝六筦）[13]を擔當する命士（『漢書』卷二四食貨志下）や、前漢の市令に相當する京司市師（『漢書』貨殖傳）に任命されたことが注目される程度であり、その政商的・投機的性格は前漢前半期より後退した印象をぬぐえない。

新末から後漢初期にかけては、農業の破壞などを背景として、商業も一時衰退した。しかしほどなく商業は復活し、富商大賈も、『後漢書』傳一八上桓譚列傳と『後漢書』傳三九仲長統列傳所引の『昌言』理亂篇の記事とにその存在が確認される。しかし、後漢の富商大賈については、第一に、その具體的な人名がほとんどのこされていない、第二に、饑饉や羌との戰爭などという、政商的・投機的活動にはしりやすい時代背景にめぐまれていたにもかかわらず、それをつぶさに記した記事がみられない、といった點に注目すべきである。これらのことは後漢時代の富商大賈が全體として活力を減退させていたことを示唆する。

そのことは、富商大賈と奢侈品商業との關係からもうかがうことができる。『史記』貨殖列傳をみると、前漢前半期、蜀の卓氏は滇との貿易に從事し、程鄭は椎髻の民（＝西南夷）と交易していた。當時の各地の諸侯王・列侯・高官や豪族などの有力者は、[14]こうした富商大賈をはじめとする行商の手を通じて外國や遠方に產する奢侈品を入手していたのである。後漢でも外國や遠方で產する奢侈品が流通しており、[15]富商大賈もそれにかかわっていたと考えられる。そうした中にあって、『太平御覽』卷九八二には

班固、弟の超に與ふるの書に曰く、「竇侍中、雜綵七百疋を載せて、月氏の蘇合香を市はしむ」と。

とあり、『太平御覽』卷八一六には

班固、弟の超に與ふるの書に曰く、「竇侍中、前に人に錢八十萬を寄して、市ひて雜罽十餘張を得しむ」と。

とあるように、和帝期の外戚竇憲は直接人を派遣して月氏の蘇合香や西域の雜罽を買わせている。(16) また『後漢書』傳七二下左慈列傳には、司空曹操の言として

吾　前に人を遣はして蜀に到り錦を買はしむ。

とあり、曹操が人を派遣して蜀の錦を購入させていたことがみえる。このように、後漢時代の權力者が外國や遠方の奢侈品を、富商大賈の手を通じてではなく、直接人を派遣して入手することができてきた。こうしたことは、後漢時代の富商大賈の活力が減退していたことを側面からものがたってくれるのである。

以上のべたように、前漢後半期に富商大賈の政商的・投機的性格が以前より後退し、後漢になってその活力が減退してくるのにかわって、この時期にめだってくるのは宰權である。宰權は宰擢・宰較・宰搉とも表記され、本來は「すべて」の意である(『廣雅』卷六釋訓)。それが轉じて、後引の『後漢書』靈帝紀(事例ⓖ)の注に引く『漢書音義』に「餘人の賣買を障(さえぎ)り、自ら其の利を取るを謂ふ」とあるように、他人の賣買をさまたげて利益を獨占することの意で使用された。

宰權については、簡單に言及した研究はあるが、(17) いまだ全容は明らかにされていないようであるから、ここで若干の考察をくわえておきたい。まず、前漢から後漢までの宰權の記事をほぼ時代順に列擧しておこう。

ⓐ是の時(=成帝期)昌陵を起し、陵邑を營作す。貴戚・近臣の子弟・賓客、宰權して姦利を爲す者多し。(丞相司直翟方進、掾史を部して覆案し、大姦贓數千萬を發く。　(『漢書』卷八四翟方進傳)

ⓑ(成帝期、陳咸)後に竟に徵され入りて少府と爲る。少府は寶物・屬官多し。咸　皆鉤校して、其の姦臧を發き、宰權の財物を沒入す。官屬及び諸の中宮黄門・鉤盾・掖庭の官吏、擧奏・按論され、咸を畏れて皆氣を失ふ。　(『漢書』卷六六陳咸傳)

ⓒ(地皇三年四月、王)莽　書を下して曰く、「惟ふに民の困乏は、溥く諸倉を開きて以て之に賑贍すと雖も、猶ほ未

だ足らざるを恐る。其れ且く天下の山澤の防を開き、諸この能く山澤の物を采取して月令に順ふ者は、其れ恣に之を聽し、税を出さしむる勿れ。地皇三十年に至りて故の如くせん。是れ王光の上戊の六年なり。如し豪吏・猾民をして辜して之を擢せしめば、小民　蒙らず、予が意に非るなり。……」と。

（『漢書』巻九九王莽傳下）

ⓓ建武中、（汝南）太守鄧晨、其（＝鴻郤陂）の功を修復せんと欲す。（許）楊　水脈に曉ると聞き、召して與に之を議す。楊曰く、「……」。晨　大いに悅び、因りて楊を署して都水掾と爲し、其の事を典らしむ。楊　高下・形埶に因りて、塘を起すこと四百餘里、數年にして乃ち立つ。百姓　其の便を得、累歲大いに稔る。初め豪右・大姓、陂役に因緣して、競ひて在所に辜較せんと欲するも、楊　一も聽す無し。

（『後漢書』傳七二上許楊列傳）

ⓔ（桓帝期、武原侯中常侍徐璜・東武陽侯中常侍具瑗・上蔡侯中常侍左悺・汝陽侯中常侍唐衡の）兄弟・姻戚、皆州を宰り郡に臨み、百姓を辜較して、盜賊と異る無し。……（延熹）七年、衡卒す。……璜卒す。……明年、司隸校尉韓演、因りて悺の罪惡、及び其の兄の太僕南鄉侯稱　州郡に請託し、聚斂して姦を爲し、賓客放縱にして、吏民を侵犯すと奏す。悺・稱　皆自殺す。演　又瑗の兄の沛相恭の臧罪を奏す。徵されて廷尉に詣る。……

（『後漢書』傳六八單超列傳）

ⓕ光和中、黄門令王甫、門生をして郡界に官の財物七十餘萬を辜榷せしむ。（京兆尹楊）彪　其の姦を發き、之を司隸に言ふ。司隸校尉陽球、此れに因りて甫を誅せんと奏す。天下　心に愜しとせざる莫し。

（『後漢書』傳四四楊彪列傳）

ⓖ（光和）四年春正月、初めて騄驥廐丞を置き、郡・國の調馬を受くるを領せしむ。豪右　辜榷して、馬一匹　二百萬に至る。

（『後漢書』紀八靈帝紀）

ⓗ靈帝の時、……是の時（張）讓・（趙）忠及び夏惲・郭勝・孫璋・畢嵐・栗嵩・段珪・高望・張恭・韓悝・宋典十二人、皆中常侍爲りて、侯に封ぜられ貴寵なり。父兄・子弟、布きて州・郡に列す。所在に貪殘にして、人の蠹害と爲

る。黄巾　既に作り、盗賊　糜のごとくに沸く。郎中の中山の張鈞　上書して曰く、「竊かに惟ふに、張角が能く兵を興して亂を作す所以、萬人の之に附かんと樂ふ所以の者は、其の源皆十（中）常侍の多く父兄・子弟・婚親・賓客を放ち、州郡に典據し、財利を辜榷し、百姓を侵掠するに由る。百姓の冤　告訴する所無し。……」と。

（『後漢書』傳六八張讓列傳）

ⓘ孝仁董皇后、諱は某、……靈帝を生む。……（靈）帝崩ず。……（大將軍何）進、三公及び弟の車騎將軍苗等と奏す、「孝仁皇后、故の中常侍夏惲・永樂太僕封諝等をして州・郡と交通し、在所に辜較せしむ。珍寶・貨賂は、悉く西省に入る（西省とは、卽ち永樂宮の司を謂ふ）。

（『後漢書』紀一〇下孝仁董皇后紀）

以上の辜榷のうち、事例ⓑ以外は、國家（または郡）の新たな事業・政策・官需物資の買い入れなどにさいする利益の獨占であり、いずれも前漢前半期に富商大賈が行なっていた政商的・投機的商業に相當すべきものである。事例ⓑは少府の屬官の官物着服であるが、官物を獨占的に取得して利益をおさめたという意味で辜榷の中に入るのであろう。右にあげた諸事例のうち、事例ⓒは、かりにいま山澤の禁を解除すれば豪吏・猾民が辜榷を行なうかもしれないという危惧をのべたもの、事例ⓓは豪右・大姓の辜榷の試みを都水掾の許楊が阻止したものであるが、それ以外はすべて現實に辜榷が行なわれている。そして現實に行なわれた辜榷のうち、事例ⓖ以外は全部告發されて記錄にのこされた事情が明記されている。事例ⓖも、記事は簡單であるが、しかるべき告發があって帝紀に記錄されたのであろう。そうすると、實際に行なわれながら、發覺せず、記錄にのこらなかった辜榷もほかにあったと思われる。事例ⓒで、王莽が山澤の禁を解除するにあたって辜榷の危惧をのべていることは、當時、辜榷が多かったことを示唆する。以上のことを確認したうえで、以下、辜榷について具體的にみていこう。

まず辜榷の中心的役割をはたした當事者（事例中の。印）からみていこう。辜榷の中心的人物では、貴戚・近臣（事例ⓐ）。中常侍（事例ⓔⓗ）、黄門令（事例ⓕ）、皇后（＝前皇帝の母　事例ⓘ）といった、時の政權の中樞部またはその周邊に位

置した者が多いことが注目される。そしてかれらはいずれも一旦は莫大な利益をおさめている。少府の屬官（事例ⓑ）は現に官物を管理する職にある者である。豪吏（事例ⓒ）は具體的には地方の有力な官吏のことであろうが、これも一應は國家權力の側の人閒である。宰権の中心的人物の中で民閒人は猾民（事例ⓒ）、豪右・大姓（事例ⓓ）、豪右（事例ⓖ）であり、具體的には富商大賈ないしはそれに準ずる者であろうが、これらの者も何らかの形で時の權力者と關係をもっていたと推測される。ただ、かれらの宰権は、事例ⓒが宰権の恐れがあると指摘されただけであり、事例ⓓは都水掾許楊が阻止したために失敗しており、一應の利益をあげたのは事例ⓖの豪右のみである。すなわち、宰権の中心的人物を全體的にみわたすと、宰権は時の政權の中樞部またはその周邊に位置した者が主體的役割をはたしており、記錄にみるかぎり、富商大賈は副次的存在でしかなかった、とみて大過なかろう。

ちなみに、中常侍や黄門令などの宦官とともに後漢の政治史を特徴づける外戚は、右の事例の中にみえていない。これは、外戚が本當に宰権に關與しなかったのか、それとも外戚の宰権は現實にはあったものの、發覺しなかったためにたまたま記錄にのこらなかっただけなのか、明確でない。宰権の事例が前漢後期・王莽期・後漢初期と後漢後期とに集中し、後漢中期にみられないのは、外戚の宰権の記錄がないことと密接な關係があろう。

つぎに、宰権はどのような場合にいかなる方法で行なわれたのか、判明する範圍で考察し、その性格にふれよう。事例ⓑは、少府の屬官がその地位を利用して官物を着服したものであり、商取引きを根幹とする他の宰権とはやや性格を異にする。事例ⓐは、昌陵と陵邑の造營という國家的事業で、官需物資についての確實な情報を知りえた貴戚・近臣が子弟・賓客をつかって物資を買い占め、大きな利益をあげたものである。事例ⓔⓗは、中常侍の權力を背景に、その周邊の者が州刺史・郡太守という地位を利用して、百姓から官需物資を買い占めたものである。そのさい、「盜賊と異なる無し」、「百姓を侵掠す」と記されているから、通常の價格よりはるかに安く、ほとんどうばうように買い占めたのであろう。事例①は、前皇帝の母が故の中常侍・永樂太僕をつかい、事例ⓔⓗ同様に、州・郡を通じて買い占めたのである。このよう

に、事例ⓔⓗⓘは、直接には州刺史・郡太守が宰権にあたっているが、かれらが中常侍や前皇帝の母からの情報によっていたことはいうまでもない。事例ⓕは、詳細はわからないが、黄門令の宰権であるから、これもしかるべき情報にもとづくものとみてよい。かくて、政權中樞部またはその周邊に位置する者の宰権は、確實な情報と地位を利用した取引きであって、そこに政商的性格はみとめられても、投機的性格は弱かったといえる。

他方、事例ⓒは王莽の山澤の禁の解除、事例ⓓは汝南郡の鴻郤陂の修復、事例ⓖは騄驥廐丞の設置という國家（または郡）の新たな政策・事業にさいして、豪吏や富商大賈が、官の新たな需要をあてこんで買い占め（ようとし）たものである。すなわち、前漢後期以降の富商大賈は、前漢前半期の富商大賈同様に、政商的・投機的商人たらんとしていたのである。しかし、記録によるかぎり、それに成功したのは事例ⓖの場合だけであった。

なお、宰権の前提としての官需物資の買い占めの一部は、明證はないが、市で行なわれていた可能性がある。しかし買い占めた官需物資を國家（または郡）に賣りつけるのは、利益の獨占という性格上、市を通すことは少なく、國家（または郡）と宰権の當事者との間の直接取引きが多かったと考えられる。

それでは、政權中樞部に位置する者の宰権は恒常的商業經營につながったのであろうか。かりにそうとすれば、かれらの商業經營の記事が『後漢書』などに頻見するはずである。しかしかれらの商業經營の記事はほとんどない。[18] かれらの宰権は、確實な情報をえて利益をあげられる機會があるときに、單發的に行なわれたのであろう。その點、恒常的商業經營の一環として宰権にくいこもうとしたはずの富商大賈とは大きく性格を異にしている。

以上考察したように、前漢前半期に富商大賈が從事していた政商的・投機的商業の一定部分は宰権という形態にとってかわられた。宰権は、確實な情報と地位とをもつ政權中樞部に位置する者が中心となった場合、成功して一旦は利益をあげているが、それは政商的とはいえても投機的とはいえない。他方、この時期の富商大賈は、政商的・投機的商人として宰権にくいこもうとしたが、あまり成功したとはいえず、ここにも富商大賈の活力減退の影をみることができる。『後漢

書』に貨殖列傳がたてられず、また後漢時代に關する歴史書に富商大賈の記事が少ない背景には、こうした事情もあったのである。

三　前漢後半期以降の商業と市

前漢後半期から後漢時代にかけての富商大賈の活動は、全體として後退していた。ところが、同じ時期（ただし、王莽末期・後漢初期をのぞく）の商業は、前漢前半期より衰退していたとはいえなかった。ここにいたり、前漢後半期以降の商業を富商大賈中心にみる視點をすて、前漢後半期と後漢時代における市の全體的な充實に注目する必要がでてくる。本節では、まず都市に設置された常設市における商業の狀況を檢討し、ついで主として都市外に存在した定期市の商業をみることによって、この時期の商業のあり方をみていく。

前節でみたように、辜榷ではその當事者が官需物資を國家（または郡）に賣りつけるさい、市を通さずに直接取引きすることが多かったと推測される。その點、前漢前半期の富商大賈が中央・郡・國・縣の諸官府と直接取引きしていたらしいことと基本的にかわらない。

しかし高官・豪族以下の私的な購入は市を通して行なわれることが多くなるようである。まず、奢侈品商業からみよう。前漢前半期の奢侈品は諸侯王・列侯・高官や豪族などの有力者の邸を商人が訪問して販賣することが多かった。前漢後半期以降でも訪問販賣は存續したであろう。しかし、むしろ市で奢侈品を販賣することがふえたことが注目される。

『鹽鐵論』散不足第二九で賢良は

古者は庶人は耋老にして後に絲を衣、其の餘は則ち麻・枲のみ。……其の後に及び、則ち裏を絲にし表を枲にし、領を直にして袴無く、袍合はさり緣せず。夫れ羅・紈・文繡は、人君・后妃の服なり。繭紬・縑・練は、婚姻の嘉飾なり。是を以て文繒・薄織は市に粥がず。今は富者は綺・繡・羅・紈、中者は素綈・冰錦なり。常民にして后

妃の服を被、褻人にして婚姻の飾りに居る。

とのべ、また

古者は瓦棺に尸を容れ、木板・堲周は、以て形骸を收め、髪・齒を藏むるに足るのみ。其の後に及び、桐棺　衣はれず、采椁は斲らず。今は富者は繡牆・題湊、中者は梓の棺、楩の椁なり。貧者も荒に畫き袍を衣せ、繒囊・緹　褻あり。

とのべて、前漢後半期の奢侈の風を指摘している。これらの記事から、この時期、奢侈の風は富者のほかに中者・常民・貧者・褻人にもひろがっていたことがわかるが、ここの常民・貧者は自營小農民をさすとみてよい。そうした常民・貧者の自宅を商人が訪問して奢侈品を販賣したとは考えられず、「其の後」の「是を以て文繪・薄織は市に粥がず」という言は、「今」は奢侈品を市で販賣していることを暗示している。後漢になってもその狀況は基本的にかわらない。『後漢書』紀四和帝紀の永元一一（後九九）年秋七月辛卯の詔に

吏民　踰僭して、死を厚くして生を傷る。是を以て舊令に之が制度を節す。頃者貴戚・近親・百僚・師尹、率從するを肯ずる莫く、有司　擧げず、怠放　日に甚し。又商賈の小民、或いは法禁を忘れ、奇巧・靡貨、流積・公行す。其の在位の犯せし者を、當に先に擧正すべし。市道の小民は、但だ且く憲綱を申明し、科令に因るのみにして、虐を羸弱に加ふる勿れ。

とあり、『後漢書』紀五安帝紀の元初五（後一一八）年秋七月丙子の詔に

比年豐穰を獲と雖も、尚ほ儲積に乏し。而るに小人慮り無く、久長を圖らず、嫁娶・送終、紛華・靡麗なり。走卒・奴婢　綺穀を被、珠璣を著くること有るに至る。

とあるように、厚葬や華美な婚姻などの奢侈が吏民・小人にまでひろがり、それは「生を傷る」ほどであった。前の詔に「商賈の小民」、「市道の小民」とあるから、奢侈品は市で賣られていたのであろう。外國商品や各地の特産品をはじめ

とする奢侈品は富商大賈以下の行商の手によってはこばれたと考えられるから、奢侈品が市で大量に販賣されていたとすると、必然的に富商大賈以下の行商と市との關係はより緊密になってきたとみるべきであろう。

それでは、生活必需品はどうであったのであろうか。吳慧氏は、後漢では皇帝が奢侈禁止の詔を頻發するほど支配階級の奢侈が甚しくなり、その結果、都市の生活必需品は見劣りがし、農村の商業も萎縮してきた、と指摘した。(20) しかし、右にみたように、後漢時代の奢侈品商業は支配階級だけでなく、吏民・小民をもその對象の中にふくんでいた。そこで、つぎに後漢時代の都市の市における生活必需品商業が見劣りしていたのかどうか檢討しよう。

後漢後半期、崔寔が華北の豪族の莊園經營をえがいた『四民月令』の中に、豪族が收穫期に農民から農産品や手工業製品を買いつけ、それを賣りだすことがみえる。渡部武氏が前漢末の王褒の「僮約」とむすびつけてのべたように、豪族が農産品などを賣りだしたのは地方の小市場(=後述の定期市)や都市の常設市であったとみてよかろう。(21) そのほか、『後漢書』傳六七周紆列傳をみると、章帝期に洛陽令に着任した周紆が縣吏に大姓をたずねたところ、吏が閭里の豪強の名をこたえたため、おこった周紆は

本より貴戚の馬・竇等の輩の若きを問ふ。豈に能く此の賣菜傭を知らんや。

といっている。ここでは閭里の豪強が賣菜傭に比喩されているが、實際に豪族にやとわれて野菜を賣る者があったから、かかる比喩が成立したのであろう。そのほか、『後漢書』傳七二下公沙穆列傳の注所引の謝承『後漢書』に

(公沙)穆　嘗て猪を養ふ。猪　病有り、人をして之を市に賣らしむ。……

とあるように、市で豚を賣る者、『後漢書』傳二六張楷列傳に

(張楷)家貧にして以て業と爲す無し。常に驢車に乘りて縣に至り藥を賣る。食に給するに足れば、輒ち鄉里に還る。

とあり、『後漢書』傳七三韓康列傳に

韓康……京兆霸陵の人なり。……常に藥を名山に采り、長安の市に賣る。

とあるように、藥を賣る者も多く、(22) それで生活はなりたっていた。さらに『魏志』卷二七王昶傳の注に引く任嘏の別傳に

遂に荒亂に遇ひ、(任嘏) 家貧にして魚を賣る。會〻官　魚に税し、魚　貴きこと數倍なるも、嘏　直を取ること常の如し。……會〻太祖 (=曹操) 創業し、……

とある。ここには任嘏が魚を販賣したのが市であったとは明記してないが、官の課税が魚の價格にすぐにはねかえっているから、官の把握の強い市でのことであったとみてよい。かくて、後漢時代の市には、豪族からその日暮らしの貧しい者まで、各種の生活必需品をもちこんで販賣していたことがうかがえる。

他方、『後漢書』傳一二朱祐列傳の注所引の『東觀漢記』に

上 (=光武帝) 長安に在りし時、嘗て (朱) 祐と共に蜜を買ひて藥を合す。

とあり、『後漢書』傳一五劉寬列傳には

(太尉劉寬) 嘗て客と坐して、蒼頭を遣はし酒を市はしむ。……

とあり、『後漢書』傳五七劉祐列傳の注所引の謝承『後漢書』に

(劉祐) 郡 (=中山國) に仕へて主簿と爲る。郡將の小子、嘗て錢を出して之に付し、市にて果實を買はしむ。祐悉く以て筆・書を買ひ、具へて之に與ふ。

とあり、『太平御覽』卷八六三に引く謝承『後漢書』に

李萇　家にて晝は則ち躬ら耕し、夜は則ち書を讀む。日ごとに母の爲に斤肉・粱〔粱〕米を市ひ、食を作る。

とあり、『太平御覽』卷四八四引『東觀漢記』に

閔仲叔　安邑に居る。老い病み家貧しく、肉を買ふ能はず、日ごとに一片の猪の肝を買ふ。屠者　或いは爲に斷つを肯ぜず。安邑令　之を候ひ、問ふ、「諸子　何をか飯食す」と。對へて曰く、「但だ猪の肝を食ふ。屠　或いは之を

與ふるを肯ぜず」と。令　勑を市吏に出す。後買へば輙ち得たり。

とあるように、後漢時代には高官・豪族からその日暮しの者まで、市で生活必需品を購入する者が多かった。すなわち、後漢時代の都市の常設市で、生活必需品の商業が見劣りしていたという事実はなく、それは奢侈品とともにさかんに賣買されていたのである。むしろ、生活必需品の賣買が史料に多くみえることこそが後漢時代の商業の特徴といえる。

市における商業の狀況をみるためには調理ずみの食品がふえたこともみておかなければならない。『鹽鐵論』散不足第二九の賢良の言を佐藤武敏氏の譯[23]などを參照してしめすと

古者は飤を粥らず、市にて食はず。其の後に及び、則ち屠・沽有り、酒を沽り、脯・魚・鹽を市るのみ。今は熟食　列に徧く、穀旅　市を成す。作業　墮怠するも、食は必ず時に趣く。煬豚・韭卵・狗　牒・馬　臑・煎魚・切肝・羊　腌・雞　寒・桐馬酪酒・蹇搏胃脯・胹羔・豆餳・觳　膹・鴈羹・臭鮑・甘　瓠・熟　粱・貊　炙あり。

とある。ここの「其の後」の狀況は、第一節に引用した『西京雜記』の狀況に對應するとみてよい。そして「今」すなわち鹽鐵會議のころから、市で多くの調理ずみの食品が賣られるようになったのであろう。『漢書』卷九九王莽傳下の地皇三（後二二）年夏の條には、市で粱飤と肉羹とが賣られていたことがみえる。『後漢書』傳七二下華佗列傳には

佗　嘗て道を行き、咽塞を病む者有るを見る。因りて之に語りて曰く、「向來道の隅に餅を賣る人有り。萍の齏[24]

甚だ酸し。三升を取りて之を飲むべし。病　自ら當に去るべし」と。

とあり、市ではなく路傍でのことであるが、餅賣りが萍のなますを賣っていた。後漢の市でも『鹽鐵論』なみか、あるいはそれ以上の調理ずみの食品を賣っていたとみてよかろう。

以上、前漢後半期から後漢時代にかけての都市の常設市で、奢侈品から生活必需品、調理ずみの食品まで幅廣い商品が販賣されていたことをみた。筆者は、そのほかに書籍の販賣が廣く行なわれていたことにも注目したい。揚雄『法言』卷

二吾子篇に「書肆」の語がみえるが、具體的事例としては以下のようなものがある。『漢書』王莽傳上の元始四（後四）年の條に、長安に明堂・辟雍・靈臺と學者の舍、市・常滿倉とをつくったことがみえるが、『太平御覽』卷五三四に引く『三輔黃圖』に

（常滿倉）北に會市を爲る。但だ槐樹數百行を列ねて隧と爲し、牆屋無し。諸生　朔・望に此の市に會し、各〻其の郡の出す所の貨物及び經書・傳記、笙・磬の樂を持し、相ひ與に買賣す。邕邕として揖讓し、或いは槐下に論議す。

とあるように、長安の太學の市（＝定期市）で學生が書籍を賣っていた。後漢時代には、『後漢書』傳三九王充列傳に

（王充）後に京師に到り、業を太學に受け、扶風の班彪に師事す。博覽を好みて章句を守らず。家貧にして書無し。常に洛陽の市肆に游び、賣る所の書を閱す。一たび見れば輒ち能く誦憶し、遂に博く衆流百家の言に通ず。

とあるように、洛陽の市でも書籍が賣られていた。ただし、これらは太學のある京師のことであるから、書籍が販賣されているのはある意味では當然のことである。ここで注目したいのは、『後漢書』傳七〇下劉梁列傳に

劉梁……東平寧陽の人なり。梁は宗室の子孫にして、少くして孤貧なり。書を市に賣りて以て自ら資く。……桓帝の時……

とあるように、東平國の寧陽縣で書籍商がなりたっていたことである。『續漢書』志二一郡國志三によると、東平國は七縣、戶數七萬九〇一二、人口四四萬八二七〇の諸侯王國であり、寧陽はその治所ですらない。さらに、さきに引用した『後漢書』劉祐列傳の注所引の謝承『後漢書』によると、劉梁と同じころ、劉祐は中山國の郡將（＝國相）の小子のために筆と書籍を購入している。專門の書籍商があったのか、それとも文房具などと一緒に書籍を賣っていたのか明確でないが、一三縣、戶數九萬七四一二、人口六五萬八一九五の中山國（郡國志二）で書籍が販賣されていたことはまちがいない。このように、遲くとも後漢後半期には、さほど大きくもない地方都市でも書籍商がなりたち、あるいは書籍が賣られてい

た背景には、當時、儒學が普及して太學・私塾の學生が增加していたという事情があるのであるが、商業史的には市の充實をしめす象徵的な現象とみることができよう。(25)

別稿で明らかにしたように、前漢後半期から後漢時代にかけての商業を購入面でささえていたのは、高官・豪族・官吏・兵士などのほかに、小農民層、とりわけ武帝期以降、小規模ながら多角經營をすすめ、夜作・二業・傭作などによる副收入をえた自營小農民、生活は苦しかったものの、本來の生活基盤からはなれて、生活物質を商業に依存せざるをえなくなった傭客などであった。(26) 市の充實は、こうした高官・豪族・官吏・兵士および小農民（＝自營小農民・傭客）の市とのかかわり方をかえてくるであろう。ここでは小農民と市との關係にしぼってそのことをみていこう。

第一節でみたように、前漢前半期の小農民は特別な用事がなければあまり市に出入しなかった。ところが『後漢書』傳四六种拂列傳に

（种拂）初め司隸從事と爲り、宛令に拜さる。時に南陽の郡吏、好んで休沐に因りて市里に游戲し、百姓の患ふる所と爲る。

とあるから、後漢時代には、市は百姓の憩いの場になっていたことがわかる。同樣のことはつぎの事例からもうかがえる。『太平御覽』卷二六七に引く『東觀漢記』に

鍾離意　堂邑令と爲る。初めて到り、市に屋無し。意　乃ち俸錢を出して屋を作る。民　茅竹を賈し、或いは材木を持して、爭ひて赴趣き作り、日ならずして成る。既に畢り解土を爲し、祝して曰く、「功役を興す者は令なり。如し禍祟有れば、令　自ら之に當らん」と。民　皆大いに悅ぶ。

とあり、同じことが『北堂書鈔』卷七八所引の華嶠『後漢書』に

鍾離意　堂邑令に除さる。民　市肆を起し、工を起し役を興す。意　祝して曰く、「工を興すは令なり。百姓　罪無し。如し禍有れば、令　自ら之に當らん」と。吏民　皆之に感ず。

とあるように、堂邑令鍾離意は民とともに市の屋根をつくった。そのさい茅竹や材木と勞力とを提供した百姓・吏民には、市の賈人だけではなく、縣内の小農民もふくまれていたと考えられる。このことは、縣内の小農民にとって、市は貴重な資材や勞力をさいても完全なものにする價値があるほど親しみ深いものになっていたことをしめしている。(27)

前漢前半期から前漢後半期以降へと時代をくだるにしたがって、市で販賣される商品の種類が多彩になり、數量が増加し、高官・豪族から小農民にいたる各層の人々と市との關係が親密になってくると、國家にとって市の必要性もましてくると思われる。つぎにそのことを簡單にみておこう。

『漢書』巻四九鼂錯傳には、文帝期になされた鼂錯の、徙民と城邑建設とを提案する上言をのせたあとに、その再度の上言をのせて

臣聞く、古の遠方に徙して以て廣虛を實すや、其の陰陽の和を相、其の水泉の味を嘗め、其の土地の宜しきを審かにし、其の山木の饒さを觀、然る後に邑を營み城を立て、里を製し宅を割り、田作の道を通じ、阡陌の界を正し、先づ爲に室を築き、家に一堂・二內、門戶の閉有りて、器物を置く。民　至りて居る所有り、作して用ふる所有り。此れ民の輕しく故鄉を去り、勸めて新邑に之かしむる所以なり。爲に醫・巫を置き、以て疾病を救ひ、以て祭祀を脩め、男女に昏有り、生死相ひ卹み、墳墓相ひ從ひ、種樹　畜長して、室屋　完く安し。此れ民をして其の處を樂しみて長居の心有らしむる所以なり。

とある。これは古のこととされているが、文帝のころも城邑の新たな建設はほぼ同様な段取りにしたがっていたとみてよかろう。右には、城邑を建設し、民を定着させる手立てが詳細に記されているが、市の設置は想定されていない。通常、市で活動する醫・巫の必要性にもふれているだけに、市の設置が想定されていないことは注目される。(28)(29) 他方、『漢書』巻一二平帝紀の元始二（後二）年夏の條に

郡・國大いに旱・蝗あり、青州尤も甚しく、民　流亡す。……安定の呼池苑を罷め、以て安民縣と爲し、官寺・市・

里を起し、募りて貧民を徙し、縣次　食を給す。

とあり、前漢末、安定郡に新設された安民縣には最初から市が設置されていた。鼂錯の上言の城邑と安民縣との市の有無については、新設される城邑の各種の條件の相違を考慮しなければならないが、文帝期以前には庶民の生活における市の比重が小さかったのに對し、前漢末にはそれがかなり大きくなってきており、そうした時代背景の變化が國家の政策に影響をあたえたことも考慮されるべきである。

都市の常設市における商業の以上のような狀況をふまえて、つぎに都市からはなれた土地に存在した定期市についてみていこう。

佐原康夫氏は「僮約」にみえる小市の類例をあつめ、それらは都市の常設市からはなれた、交通上の要所たる亭にたった定期市であり、漢時代には、都市の常設市を頂點とし、小規模な定期市などを裾野とする小市場圈が形成されていた、とのべている。(30)「僮約」の一部を宇都宮清吉氏の校訂によってしめすと(31)

綿亭にて席を買ひ、都・洛に往來して、當に婦女の爲に脂澤を求め、小市に販れ。都に歸るに枲を擔ひ、旁蹉に轉出して犬を牽き鵝を販れ。武陽にて荼を買ひ、楊氏の池中にては荷を擔へ。南安にて栗を拾ひ、□□□□、□□橘を採り、車に持して載轅し、多く刀・矛を作り、益州に持ち入りて、□□□□、羊・牛と貨易せよ。

とあり、定期市では席・化粧品・枲などの日用品、犬・鵞鳥・芥子菜草・蓮・栗・橘・羊・牛などの食料品といった生活必需品や刀・矛が賣買されていた。この時期の都市の常設市で奢侈品のほかに生活必需品がさかんに賣買されていたことを考慮すると、商品の面からも常設市と定期市とが小市場圈を形成していたことを確認できる。

さらに、佐原氏は市制の歴史的展開を明らかにする中で、定期市が系譜的には戰國後期にさかのぼり、その定期市がのちに常設市に發展した可能性を推測している。(32)この推測は妥當なものであろう。ただ、『後漢書』傳三九王符列傳所引の『潛夫論』浮侈篇に

天下百郡・千縣、市邑　萬もて數ふ。

とあり、後漢後半期に定期市は市邑とよばれ、その數は萬をもってかぞえるほどにのぼっていた。(33)「萬もて數ふ」という記述がどの程度信頼できるのかわからないが、その多さだけはうかがえよう。これほど多くの定期市がすべて戰國後期までさかのぼるとは考えにくい。そこで、つぎに定期市は個別的にはいつできたのか、判明するかぎりでみておこう。

前引の「僮約」の小市や、『初學記』巻二四所引の桓譚『新論』に

扶風郿亭部、本と太王の處る所と言ふ。其の人に會日有り、以て相ひ與に夜市す。如し期を爲さざれば、則ち重き災害あり。

とある右扶風漆縣郿亭部の夜市は、(34)いずれもすでに存在するものとしてあらわれている。これらの中には戰國後期にまでさかのぼるものもあるのかもしれない。その一方で前漢後半期以降にできた定期市もある。『鹽鐵論』授時第三五の賢良の言に

今時雨　澍澤なるも、種　懸りて播くを得ず。秋稼　野に零落して、收むるを得ず。田疇　赤地にして、停落(とどまりあつまる)して市を成す。

とあり、農耕につとめない人々が都市外の地で商賣をするという風潮がみられた。こうした風潮を背景として、このころから各地の交通の要衝に定期市が自然發生的にできてくるのであろう。さきに引用した『三輔黃圖』の太學の市は、他の定期市とは性格を異にするところもあるが、前漢末にできたものであった。『後漢書』傳三四張禹列傳に

（元和）三年、（張禹）下邳相に遷る。徐縣の北界に蒲陽坡あり、傍らに良田多し。而るに堙廢して修むる莫し。禹　爲に水門を開き、通引して灌漑し、遂に孰田數百頃を爲す。吏民を勸め率ひ、種糧を假し與へ、親(みずか)ら勉勞し、遂に大いに穀實を收む。鄰郡の貧者の之に歸するもの千餘戸、室廬　相ひ屬り、其の下　市を成す。

とある市も、『後漢書』傳二六張楷列傳に

（張楷）長陵令に除せらるるも、官に至らず、弘農山中に隱居す。學ぶ者　之に隨ひ、居る所　市を成す。後に華陰山の南に遂に公超市有り。

とある公超市も、『隸釋』卷一史晨饗孔廟後碑に

史君、孔瀆・顏母井の市を去ること遼遠にして、百姓　酤買するに、香酒・美肉を得ること能はざるを念ひ、昌平亭の下に於て會市を立つ。

とある會市も、ともに新しくできたものである。このように、現在確認できる定期市の多くが前漢後半期以降に新たにできたものであるという事實は、定期市がこの時期に廣く展開していったことを反映しているといえる。そして、定期市が廣く展開していたこの時期は、前述のように、都市の常設市で販賣される商品の種類が多彩になり、數量が增加し、高官・豪族から小農民にいたる各層の人々と市との關係が親密になった時期でもあった。そうすると、この時期には都市部でも農村部でも、かなりの人々が商業と一定の關係をもっていきていたことになる。[35] かくて、後漢時代に奢侈品商業が甚しくなった結果、農村の商業も萎縮してきた、という前述の吳慧氏の指摘は妥當でないといえよう。

ところで、前漢後半期以降に展開してきた定期市について、重近啓樹氏は「市制・市籍を通じての商業・商人の統制・把握という國家の本來的な商業政策のあり方からすれば矛盾の進展という側面を持ち、本來のあり方を次第に弛緩・形骸化させていく方向を持つものであった」と位置づけている。[36] たしかに定期市の展開は、市籍をふくむ市の制度を形骸化させる方向性をもっている。しかし市の制度が維持されることと、商業・商人に對する統制・把握とは必ずしも同一のことではない。そこで、常設市・定期市兩方における商業への統制・把握の推移を、課稅のあり方を中心にして簡單にみてみよう。

第一節でみたように、前漢前半期の商業のかなりの部分が市外で行なわれていた。國家はかかる取引きへの課稅につとめていたのであろうが、[37] それでも課稅もれはなお多かったであろう。それに對して、前漢後半期以降でも、辜榷や奢侈品

商業の一部が市外で行なわれていた可能性はある。しかしこの時期、都市部の商業の多くは常設市で行なわれるようになり、市吏によって確實に課税されていたと思われる。[38] 一方、農村部での取引きは、全國にかなり多數出現した定期市で行なわれるようになり、亭吏が警備と課税にあたっていたと思われる。[39] すなわち、前漢後半期以降における常設市の充實と定期市の展開は、かつて國家の統制外で行なわれていた商業の一定部分を、一應は國家の統制下にうつす效果があったと位置づけられるのである。かりに定期市が國家による商業・商人の統制と矛盾するものであれば、「市邑　萬もて數ふ」という狀況になるまでの間に、國家は何らかの對策を講じたはずである。ところが、實際にはそうした痕跡はみとめられない。これは、定期市が國家の政策と矛盾するものとされなかったからではなかろうか。

むすび

前漢前半期には、政商的・投機的商人である富商大賈が、中央・地方の諸官府との取引きや有力者への奢侈品販賣などで活潑に活動し、全體として商業はさかえていたといえる。しかしこの時期の商業と市との關係をみると、案外、市外での取引きが多く、當時の商業の中にしめる市の比重は小さかった。また、諸侯王・列侯・高官から小農民までの各層の人人もあまり市に出入しておらず、人々と市との關係もうすかったといえる。

ところが、前漢後半期になると富商大賈の政商的・投機的性格はあまりめだたなくなり、後漢時代にはその活力が減退してきた。そして、前漢前半期に富商大賈が從事していた中央・地方の諸官府を相手とする政商的・投機的商業の一定部分は宰權にとってかわられた。宰權を行なった中心的人物としては、時の政權の中樞部に位置する者と富商大賈との二つをあげることができる。それらのうち、時の政權の中樞部に位置する者は、確實な情報と地位とを背景に、一旦は宰權に成功して大きな利益をあげている。しかしそれは政商的とはいえても投機的とはいえない。他方、富商大賈は政商的・投機的商人として宰權にくいこんで利益をあげようとしたが、あまり成功したとはいえない。ここからも富商大賈の活力の

減退をよみとることができる。

このように富商大賈が後退した前漢後半期および後漢時代の商業では、市が全體的に充實してきたことが注目される。すなわち、都市の常設市には奢侈品や、日用品・食料品を中心とする生活必需品が廣くでまわり、高官・豪族から小農民にいたる各層の者が各種の生活必需品をもちこんで販賣したり、購入したりするようになり、常設市自體が各層の人々の憩いの場になっていた。同じころ、都市からはなれた農村部には定期市が廣く展開し、生活必需品が賣買されていた。以上のような常設市の充實や定期市の展開は、かつて國家の統制外で行なわれていた商業の一定部分を、國家の統制下にうつす效果があったと位置づけることができる。

註

(1) 市に關するこれまでの主な研究としては、宇都宮清吉『漢代社會經濟史研究』(一九五五年)の第三章「西漢時代の都市」(一九五〇年初出)、第四章「西漢の首都長安」(一九五一年初出)、影山剛『中國古代の商工業と專賣制』(一九八四年)の第一章「中國古代の商業と商人」(一九六三年初出)、第一一章「中國古代における都市と商工業」(一九七九年初出)、佐藤武敏「漢代長安の市」(中國古代史研究會編『中國古代史研究』二 一九六五年)、美川修一「漢代の市籍について」(『古代學』一五―三 一九六九年)、劉志遠「漢代市井考」(『文物』一九七三―三)、吉田光邦「素描―漢代の都市」(同著『中國の構圖―現代と歴史』所收 一九七四年初出)、山田勝芳「中國古代の商人と市籍」(『加賀博士退官記念中國文史哲學論集』 一九七九年)、渡部武「市場のにぎわい」(同著『畫像が語る中國の古代』所收 一九八〇年初出)、西嶋定生『中國古代の社會と經濟』(一九八一年)第四章第一節、佐原康夫「漢代の市について」(『史林』六八―五 一九八五年)、越智重明「漢時代の市をめぐって」(『史淵』一二三 一九八六年)、堀敏一「中國古代の市」(『中國古代の法と社會 栗原益男先生古稀記念論集』 一九八八年)、重近啓樹「秦漢の商人とその負擔」(『駿臺史學』七八 一九九〇年)、拙稿「前漢時代の商賈と緡錢令」(『福岡大學人文論叢』一一―二 一九七九年)、「前漢前半期の貨幣制度と郡縣支配體制」(同前一六―四 一九八五年)などがある。そのほか、異人との交換の場としての市の起源を論じたものに、相田洋「異人と市―『列仙傳』の世界」(『福岡教育大學紀要』四二 第二分冊 一九九三年)が

ある。

(2) 拙稿「前漢後半期以降の貨幣經濟について」(川勝守編『東アジアにおける生産と流通の歴史社會學的研究』一九九三年)參照。

(3) 武帝の財政增收政策に關する最近の研究としては、渡邊信一郎「漢代の財政運營と國家的物流」(『京都府立大學學術報告・人文』四一 一九八九年)、山田勝芳『秦漢代稅役制の研究』(科研費報告 一九九一年)、拙稿「武帝の財政增收政策と郡・國・縣」(『東洋史研究』四八―二 一九八九年)などがある。

(4) 影山剛註(1)所掲「中國古代の商業と商人」參照。

(5) 『漢書』卷五二田蚡傳に

(丞相田蚡) 由此滋驕、治宅甲諸第、田園極膏腴。市買郡縣器物、相屬於道。

とある。この記事の後半は、田蚡が買いこんだ郡・縣の器物を邸にはこぶ者が多かった、と解釋できるが、郡・縣の器物を賣りにくる商人が多かった、とも解釋できる。

(6) ここでは、向新陽・劉克任『西京雜記校註』(一九九一年)によって引用した。

(7) 『史記』卷八高祖本紀の一〇年七月條の正義引『括地志』にほぼ同じ記事がある。また『漢書』卷二八地理志の京兆尹新豐縣條の注に「應劭曰、太上皇思東歸。於是高祖改築城寺街里、以象豐、徙豐民以實之。故號新豐」とある。

(8) 宮崎市定「周漢文化の基盤」(『宮崎市定全集』一七所收一九五二年初出)參照。

(9) 『鹽鐵論』の引用は、王利器『鹽鐵論校注』(增訂本 一九八三年)の校訂による。以下同じ。

(10) 拙稿註(2)所掲論文參照。

(11) 宮崎市定「戰國時代の都市」(『宮崎市定全集』三所收 一九六二年初出)參照。

(12) 拙稿註(2)所掲論文參照。

(13) 王莽の財政政策については、影山剛『王莽の酒の專賣制と六筦制』(私家版 一九九〇年)參照。

(14) 後漢中後期の奢侈については、王永平「論東漢中後期的奢侈風氣」(『南都學壇』哲社版一九九二―四)に詳しい。

(15) 後漢時代の外國貿易については、『後漢書』傳七八西域列傳、傳七九南匈奴列傳、傳八〇鮮卑列傳など參照。また『後漢書』傳六六孟嘗列傳には、行旅が寶珠をもとめて合浦・交阯郡に來往したことがみえる。

(16) 吳慧『中國古代商業史』第二册(一九八二年)一五九頁は、後者の記事によって、竇憲は班超に托して雜罽を購入したと解釋しているが、誤解であろう。

(17) たとえば、吳慧註(16)所掲著書八八頁・一六六頁、蕭國鈞『春秋至秦漢之都市發展』(一九八四年)二〇二頁、曾延偉『兩漢社會經濟發展史初探』(一九八九年)三五七頁、柳春藩「關于漢代官僚地主商人〝三結合〟問題」(『史學集刊』一九九二―一)など參照。

(18) 後漢時代に官人の商業經營が案外少ないことについては、柳春藩註(17)所掲論文參照。

(19) そのほか、後漢時代の奢侈の風をしめす記事は、『後漢

書』紀一光武帝紀下の建武七年正月の詔、『後漢書』傳一八上桓譚列傳の注所引の『東觀漢記』、『後漢書』傳三一宋均列傳、『後漢書』紀二明帝紀の永平一二年五月の詔、『後漢書』紀三章帝紀の建初二年三月辛丑の詔、『後漢書』紀五安帝紀の永初元年秋九月庚午の詔、『後漢書』傳三九王符列傳所引の『潛夫論』浮侈篇などにもみえる。

(20) 吳慧註(16)所掲著書一五六頁參照。

(21) 渡部武「『四民月令』に見える後漢時代の豪族の生活」(同譯注『四民月令　漢代の歲時と農事』所收　一九八〇年初出)參照。西嶋定生「秦漢時代の農學」(同著『中國經濟史研究』所收　一九六三年初出)は、豪族の賣買する物品が種子などであることから、取引き相手は都市市場ではなくて小農民であると想定し、多田狷介「漢代の地方商業について」(『史潮』九二　一九六五年)もその説をうけついでいる。筆者は、豪族の取引き相手の中で小農民が重要な位置をしめたことはみとめるが、そこだけで完結するものではなく、その取引きは都市の常設市までひろがっていたと考える。

(22) そのほか、『後漢書』傳六鄧訓列傳の注所引の『東觀漢記』、傳七二下費長房列傳・薊子訓列傳にもみえる。

(23) 佐藤武敏譯注『鹽鐵論　漢代の經濟論爭』(一九七〇年)一五七頁參照。

(24) 調理ずみの食品については、吉田光邦・渡部武註(1)所掲論文もふれている。

(25) 書籍販賣については、清水茂「紙の發明と後漢の學風」(同著『中國目錄學』所收　一九九〇年初出)も指摘する。なお清水氏は、前漢の學者は一經專問の學が普通であったが、後漢時代に書籍の流通がさかんになり、諸經兼通の學が一般化したとのべる。

(26) 拙稿註(2)所掲論文參照。

(27) 官吏が市を憩いの場にしていたことは前引の种拂列傳のほか、『魏志』卷一三華歆傳に「高唐爲齊名都。衣冠無不游行市里。……靈帝崩……」とあることからもうかがえる。

(28) 美川修一註(1)所掲論文參照。

(29) そのほかに、『漢書』卷九六西域傳下の渠犂の條、『漢書』卷六九趙充國傳に、それぞれ桑弘羊、趙充國の屯田策にともなう城邑の建設を豫測させる記事があるが、ともに記事が簡略であり、市の設置が豫定されていたのかどうか不明である。

(30) 佐原康夫註(1)所掲論文參照。

(31) 宇都宮清吉「僮約研究」(同著『漢代社會經濟史研究』所收　一九五三年初出)參照。

(32) 佐原康夫註(1)所掲論文參照。

(33) 「市邑萬數」という記述からすると、『續漢書』志二三郡國志五所引の『東觀漢記』に「永興元年、鄉三千六百八十二、亭萬二千四百四十二」とある亭の數との關係にも興味がでてくる。

(34) 佐原康夫註(1)所掲論文は、『說文解字』六篇下邑部邠條によって、邠亭部が右扶風美陽縣に所屬したとするが、『漢書』卷二八地理志上、『續漢書』志一九郡國志一の右扶風栒邑縣の條の原注によると、栒邑縣に豳鄉があり、『太平御覽』

巻八二七に引く桓譚『新論』によると、邠亭部は右扶風漆縣に所屬していた。邠亭部が美陽縣に所屬していたというのは誤りであろう。『說文解字』同右條の段玉裁注、吳卓信『漢書地理志補注』（『二十五史補編』第一册所收）巻三栒邑縣の條參照。ここでは、『太平御覽』巻八二七所引の『新論』によって邠亭部を漆縣所屬としておく。

(35) 多田狷介氏が註(21)所掲論文で指摘した豪族の地方商業は、莊園内の市（樊重の莊園内の市が『水經注』巻二九泚水注所引司馬彪『續漢書』にみえる）や都市の常設市のほか、こうした定期市で取引きしたのであろう。

(36) 重近啓樹註(1)所掲論文參照。

(37) 重近啓樹註(1)所掲論文は、客商への課税方法を推測している。

(38) 重近啓樹註(1)所掲論文がいうように、前漢末までは主として販賣額に應じてその都度課税する方法がとられたが、武帝期以後、占租制（申告納税制）がしだいに擴大していき、王莽期以後に、それは富商大賈や市に店舗をもつ坐賈に對して全面的に適用された。ただし、市の路上で臨時に賣買する不特定の人々に占租制が適用されたとは考えにくく、多分販賣額に應じた課税がなされていたと考えられる。佐原康夫註(1)所掲論文參照。

(39) 定期市での課税も、販賣額に應じた課税であろう。佐原康夫註(1)所掲論文參照。

〔附記〕 本稿は一九九二年一一月三日の東洋史研究會大會で報告した「兩漢時代の市と市邑」をもとにしてまとめたものである。當日、會場で貴重な御教示をいただいた方々に謝意を表したい。

Sheng), and of State Affairs (尚書省 Shang Shu Sheng), aiming to make clear a political structure of the Sung Dynasty. Results are as follows:

1) Yi contained three forms, ——first, yi of all officials, at which all officials discussed grave matters of the State, second, yi of the Department of State Affairs and of state councilors (宰執 Zai Zhi), held constantly in the process of designing policies, and third, yi of attendants (侍從 Shi Cong) and censors and remonstrators (臺諫 Tai Jian), held according to circumstances mainly for matters on ritual regulations. The latter played an important role in discussing policies and appeared frequently in sources above all.

2) Dui, the system of shang dian zou shi 上殿奏事, played a part to connect the emperor with officials directly and broadly, taking various forms——zhuandui 轉對, zhaodui 召對, rudui 入對, yindui 引對, and so on. When we look at the right to speak to the emperor, making the dui as a clue, a superiority of state councilors and censors and remonstrators was remarkable, and when this function ran well, an influence of censors and remonstrators could be a match for that of state councilors.

3) The politics of the Sung Dynasty were operated by the three-poles-structure, constructed of the emperor, who had the supreme power to propose and decide the will of the State, and state councilors, who planned the policies, and attendants and censors and remonstrators, who discussed and amended the policies.

As cleared in (1) and (2), attendants and censors and remonstrators had the political power in the yi and dui systems, so they occupied one of the three poles in this structure.

COMMERCE AND MARKETS IN THE FORMER AND THE LATER HAN PERIODS

KAMIYA Masakazu

In the first half of the Former Han, commerce was vital owing to activities of rich traders and big merchants (Fushang dagu 富商大賈) who

acted as businessmen with political ties and as speculators. But in this period, there also existed a type of trade which was done outside markets and thus was not under control of the State. Moreover each of classes of the society, from powerful families to peasants, would seldom go to markets then.

However, after the second half of the Former Han, some proportions of the commerce which had something to do with central or local governments were replaced by exclusive dealing (Gu-que 辜榷), carried out mainly by high officials of the State and eunuchs, and as a result of this phenomenon, vitality of rich traders and big merchants decreased. Nevertheless, commerce was still flourished at that time, for markets became well furnished with merchandise. In town markets, not only luxuries but also commodities circulated broadly and were traded by people of various classes, while the markets themselves became places of amusement. Meanwhile, there spreaded out fairs in rural communities, where commodities were traded. Such a trend led some proportions of commerce outside control of the State into under control.